

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく料金の値引き期間の延長のお知らせ

2023年10月11日
株式会社プランビー

プランビーエナジー（以下「当社」といいます）は、政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」といいます。）に参加し、電気料金及びガス料金の値引きを実施しております。

本事業における国の方針に基づき、2023年9月使用（10月検針）分まで実施していた措置を、2023年12月使用（2024年1月検針）分まで継続することといたしましたので、当該期間延長後の内容を下記のとおりお知らせ申し上げます。

なお、延長前の期間における本事業に基づく措置の内容は、2022年12月21日付の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気・ガス料金の措置について」をご確認ください。

記

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」概要

2022年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。

詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。

2. 適用対象

当社と低圧の電気需給契約を締結されているお客さま

※当月のご使用量がない場合等、固定額の請求となる料金は割り引かれません。

3. 適用期間（延長後）

2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までのご利用料金に適用

4. 料金割引概要

料金割引は、燃料費等調整単価から、3.50円（税込）/kWhを差し引くことにより実施します。

なお、割引適用について、お客さまからのお申込は不要です。

5. 国の事業内容に関するお問い合わせ先

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局（資源エネルギー庁）
お客さま向け窓口〈フリーダイヤル〉
0120-013-305〔受付時間：9～17時（年末年始を除く）〕